最終更新日：2015年12月24日

明治機械株式会社
取締役社長 河野　猛
問合せ先：取締役総務部長　小林　文彦
証券コード：6334
http://www.meiji-kikai.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、経営の意思決定を迅速かつ的確に行い、かつ経営の健全性と透明性を高めるうえで、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることが経営の重要課題と考えております。
また、急速な経営環境の変革に迅速に対応するための取締役会の運営や組織の構築が今後の課題と認識し、合理的で機能的な経営活動が企業価値を高めるものと考えております。
さらには、企業倫理の向上及び法令遵守等を社内に浸透させ、コンプライアンスの強化に努めるとともに、株主、顧客、一般社会を含む全てのステークホルダーの期待に応えることが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-2-1】
当社は、業績変動が大きく、長期的な業績に連動する報酬制度を採用することから、業績連動報酬は採用しておりません。また、自社株報酬も実施しておりませんが、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。今後、必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3】資本政策の基本的な方針
当社は、持続的成長に向けて、質・量ともに充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を強化するとともに、資本効率性の向上を追求することにより、株主利益の最大化を目指すことを基本的な考え方といたします。
資金調達に関しましては、有利な条件で調達が可能な財務体質とすべく、有利子負債比率の削減を目指し、大型投資案件等による資金調達が必要となった場合には、経営動向や財務状況及び市場環境などを勘案して、最適な方法でタイムリーに実施することとしております。
株主の皆様への利益還元については、収益に対応した配当を行うことを基本方針とし、内部留保は企業体質の強化を図るとともに、将来的な事業展開を踏まえた事業資金等に用いるものとし、安定配当の維持ならびに内部留保の両面を勘案して決定する方針を採っております。また、当社は誠に遺憾ながら長年無配が継続しておりますが、確実かつ継続的に利益を確保できる企業体質と経営基盤を構築し、早期に復配可能な体制づくりを推進してまいります。
【原則1-4】いわゆる政策保有株式
(1)政策保有株式に関する方針
当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、政策保有株式を保有する方針としております。
また、保有する株式については、主にビジネス上のメリット等の観点から定期的に検証を行い、必要性が薄れてきた銘柄を中心に縮小を図ることとします。
(2)政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えております。
【原則1-7】関連当事者間の取引
当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとし、利益相反取引の恐れのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行いたしております。
なお、当社は全ての役員に対して、年1回関連当事者間取引の有無について確認する調査を実施しております。
【原則3-1】情報開示の充実
1.会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は企業理念を制定し公表しております。
当社ホームページ（http://www.meiji-kikai.co.jp/corporate/philosophy/）に掲載しておりますのでご参照下さい。また、当社は、中期3ヵ年経営計画について、その要旨を有価証券報告書及び事業報告において記載しております。
2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、経営の意思決定を迅速かつ的確に行い、かつ経営の健全性と透明性を高めるうえで、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることが経営の重要課題と考えております。
また、急速な経営環境の変革に迅速に対応するための取締役会の運営や組織の構築が今後の課題と認識し、合理的で機能的な経営活動が企業価値を高めるものと考えております。
さらには、企業倫理の向上及び法令遵守等を社内に浸透させ、コンプライアンスの強化に努めるとともに、株主、顧客、一般社会を含む全てのステークホルダーの期待に応えることが重要であると考えております。
3.役員報酬の決定方針及び手続き
会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案して定めております。それぞれ、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会の決議及び監査等委員の決議により決定しております。
4.取締役・監査等委員候補者指名
取締役候補指名につきましては、企業経営に関する知識・経験、企業に関する法律的実務及び会計実務の知識、ならびに社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から選任しております。
監査等委員候補指名につきましては、同じく法律・会計の専門的知識や経験を有する他、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しております。
なお、社外役員を選任する際は、その独立性を確保するため、以下のとおり選任基準を定めており、次のいずれの項目にも該当しないことを要

件としております。
(1)当社グループの取締役、監査役及び監査等委員、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
(2)直近5年以内に当社グループの主要取引先(※1)の取締役、監査役及び監査等委員、従業員として在籍していた者
(3)当社株式議決権の10%以上を有する株主(法人株主の場合はその業務執行者)
(4)直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者(※2)
(5)直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
(6)取締役(監査等委員である取締役を除く)の相互派遣関係にある者
(7)その他当社グループと重要な利害関係にある者
※1当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指す。
※2弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指す。
5.候補者の選任・指名理由
社外役員については、選任理由を「株主総会招集ご通知」及び本報告書【取締役関係】に記載しておりますのでご参照ください。
なお、社内役員の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に経歴を記載しております。
〔第140回定時株主総会招集ご通知〕P9～10 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
〔第140回定時株主総会招集ご通知〕P11 監査等委員である取締役3名選任の件
高山允伯
(1) 重要な兼務の状況
TCSホールディングス株式会社 代表取締役社長
MUTOHホールディングス株式会社 取締役会長
アンドール株式会社 取締役会長
株式会社テクノ・セブン 取締役会長
株式会社セコニックホールディングス 取締役会長
日本コンベヤ株式会社 取締役会長
株式会社アイレックス 取締役会長
(2) 選任の理由
多くの企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切に遂行してきました。迅速な意思決定とスピード感のある企業経営の実現を期待し、引き続き取締役候補として選任しました。
河野 猛
(1) 重要な兼務の状況
該当なし
(2) 選任の理由
当社のプロパーとして、特にプラント部門、営業部門の業務に精通しており、また、経営者として十分な実績を有しており、経営戦略等を高いレベルのマーケティング能力と強いリーダーシップで適切に遂行してきました。これらのことから、引き続き取締役候補として選任しました。
秋田哲男
(1) 重要な兼務の状況
明治機械(徳州)有限公司 副董事長
(2) 選任の理由
当社のプロパーとして、特に技術・開発部門業務、製造部門業務に精通しており、また、企業経営に長年にわたり携わってきました。幅広い分野の豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き取締役候補として選任しました。
日根年治
(1) 重要な兼務の状況
明治機械(徳州)有限公司 董事
(2) 選任の理由
当社のプロパーとして、特に営業全般業務に精通し豊富な経験を有しており、また、経営企画部長としても経営戦略の立案と全社的な構造改革を推進いたしました。これらのことから、引き続き取締役候補として選任しました。
榎 隆
(1) 重要な兼務の状況
ソーラー・エレクトロ・パワー株式会社 取締役
(2) 選任の理由
当社の新事業である太陽光発電事業に関して精通し、また、これまでの他社の取締役等の経験を活かし、当社の経営の業務執行や重要事項の決定など適切な役割を担えることが期待できることから、引き続き取締役候補として選任しました。
小林文彦
(1) 重要な兼務の状況
該当なし
(2) 選任の理由
これまでの他社の経営企画を中心とした豊かな経験と高い知見を有しており、当社の経営管理部門の強化充実を図るため、取締役候補として選任しました。
村田秀和
(1) 重要な兼務の状況
一般社団法人新産業技術開発機構理事
武藤工業株式会社 技術主幹
(2) 選任の理由
これまでの複数の会社の取締役や監査役の役員としての経験を当社の経営に活かすとともに、技術系業務の豊富な経験と知見により、当社の事業拡大を図るため、取締役候補として選任しました。
高工 弘
(1) 重要な兼務の状況
明治機械(徳州)有限公司 監事
(2) 選任の理由
当社のプロパーとして、特に総務部門(総務・法務・経理等)業務に精通しており、これらの豊富な経験と高い知見を活かし、取締役業務の執行ならびに内部統制システムはじめ、監査の観点からその活躍が期待できるものと考え、監査等委員候補として選任しました。
駒田弘明
(1) 重要な兼務の状況
該当なし
(2) 選任の理由
産業用機械設備を製造、販売する事業会社に長く在籍し、当社の関係する市場に十分な知見を持ち、かつ、経営幹部としての経験により、会社経営を統轄する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、監査等委員候補として選任しました。
鈴木章浩
(1) 重要な兼務の状況

該当なし
(2) 選任の理由
金融関連業務に長く従事され、また、米国CPA資格等により、会計に関する専門的な知見を有し、会計監査人及び監査室とも十分に連携が可能であります。また、経営幹部としての経験により、会社経営を統轄する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、監査等委員候補として選任しました。
【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会における決議事項を取締役会規程で定めており、法令、定款に規定された事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、役員に関する事項、株式に関する事項、経営管理に関する事項等の重要な意思決定について、取締役会の決議をもって決定することとしております。
一方、今後、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を図るため、取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、取締役に決定権限を委譲することを検討いたしております。
【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
当社は、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして、独立社外取締役(社外監査等委員)を2名選任しております。両名とも当社の取締役に相応しい豊富な知識と高い見識を有しております。両名は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するようにその役割・責務を果たしており、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を重視し、経営陣から独立した客観的な立場で取締役会における議決権の行使、経営方針及び経営改善についての助言、経営陣幹部の選解任、その他業務執行等に対する監視、監督活動を行なっております。
独立社外取締役は、毎月1回開催する監査等委員会において、常勤監査等委員と経営に関する意見交換を行っております。
【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性について特定の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとし候補者を選任しております。
【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、経験、多様かつ高度なスキルを持った取締役・監査等委員で構成されることが必要であると考えております。
社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。それぞれの知識・経験・能力を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っております。
また、当社は、取締役会による監督と監査等委員会による監査という二重のチェック機能を果たすため、取締役会での議決権を持つ社外取締役(社外監査等委員)が必要であり、高い独立性を有することが重要であると考えております。
2015年12月22日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名は、当社以外で経営等に関してキャリアを積んだ者4名、当社でのキャリアを有する者3名で構成されております。また、監査等委員は3名で、当社でのキャリアを有する常勤者1名と、独立性を有する非常勤の社外監査等委員2名で構成されております。取締役及び監査等委員は、計10名で構成されております。
当該メンバーが、それぞれの知識・経験・能力を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行う体制となっております。
【補充原則4-11-2】
当社の取締役会は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めております。また、当社は、毎年の事業報告、有価証券報告書等で各取締役・監査等委員の重要な兼任状況について開示しております。
【補充原則4-11-3】
当社の取締役会は、社外取締役である監査等委員2名と常勤監査等委員1名で構成される監査等委員会が、毎年1回、業務執行取締役に対し、業務執行状況を書面で直接確認する方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。
上記の結果の開示につきましては、今後検討してまいります。
【補充原則4-14-2】
当社は、各取締役及び監査等委員に対し、自己啓発等を目的とした外部講習会等への参加を推奨しており、経営者として習得しておくべき法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っております。社外取締役(社外監査等委員)については、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施してまいります。
当社の取締役及び監査等委員に対するトレーニングの方針は次のとおりであります。
(1)取締役又は監査等委員が新たに就任する場合には、経営者として習得しておくべき法的知識を含めた役割・責務、ならびに当社の事業内容・経営理念・経営戦略の概要、財務や組織の状況、業界の動向、関連法令の改正等の説明や研修を行う。
(2)取締役又は監査等委員の就任後は、取締役及び監査等委員は各自で随時トレーニングを行い、外部講習等への参加を推奨する。
(3)取締役又は監査等委員のトレーニングの費用は、原則会社が負担する。
【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
株主との建設的な対話に関する方針
(1)基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供するとともに、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築することが基本的な考えであります。
(2)IR体制
株主・投資家の皆様との対話につきましては、総務担当役員が統括し、当該役員、総務部にIR担当者が担当いたします。IR担当者は対話を充実させるため、各テーマごとに担当部署に情報提供を求め、各担当部署はIR担当者に協力しております。
(3)対話の方法
定時株主総会以外の対話の方法につきましては、株主総会終了後に開催する「株主懇談会」「取材対応」「個別面談」等であります。今後は、株主・投資家の皆様に対して、「決算説明会」「経営戦略、事業、商品等に関する説明会」等の実施を検討してまいります。その他、ホームページの専用ページに、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載いたします。
(4)社内へのフィードバック
株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を行っております。
(5)インサイダー情報及びサイレント期間
株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)伝達することはいたしません。なお、四半期毎の決算発表日前の期間は、決算情報に関する対話を控えることとしております。その他社内にインサイダー情報が発生する際には、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インターネットウェア株式会社	294,600	3.10
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	290,000	3.05
株式会社テクノ・セブン	242,000	2.55
株式会社セコニック	232,500	2.45
シグマトロン株式会社	226,400	2.38
株式会社セコニックホールディングス	205,900	2.17
エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社	170,000	1.79
MUTOHホールディングス株式会社	134,900	1.42
株式会社テクノ・セブンシステムズ	126,500	1.38
浜井産業株式会社	111,100	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期 更新	3 月
業種 更新	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
駒田弘明	その他											○
鈴木章浩	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
駒田弘明	○	○	――	産業用機械設備を製造、販売する事業会社に長く在籍し、当社の関係する市場に十分な知見を持ち、かつ、経営幹部としての経験により、会社経営を統轄する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
鈴木章浩	○	○	――	金融関連業務に長く従事され、また、米国CPA資格等により、会計に関する専門的な知見を有し、会計監査人および監査室とも十分に連携が可能であります。また、経営幹部としての経験により、会社経営を統轄する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くことといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。
2. 当社グループ会社の監査等委員又は監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。
3. 監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員の報酬は、経営内容、社員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内において決定し、固定報酬のみとなっております。
当社の業況を踏まえ、まず、経営目標の達成が優先されるものと考えております。また、取締役へのインセンティブ付与の必要性は、高くないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、取締役及び監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる員数を記載し開示しております。(有価証券報告書は当社ホームページに記載しております。)
http://www.meiji-kikai.co.jp/doc/annual/140yuukasyouken.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、経営内容、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、固定報酬を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

1.取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告いたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決議稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
2.監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
3.内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員への適切な報告体制を確保しております。
4.監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスク並びにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒヤリングを行っております。
5.監査室の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。
6.子会社の取締役等及び使用人は当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行っております。
7.子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。
8.当社の総務部又は監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔取締役会〕
取締役会は10名の取締役(代表取締役社長1名)で構成され、原則毎月1回開催し、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。
〔監査等委員会〕
監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。
〔監査室〕
内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に監査室(専任3名)を設置しております。
〔会計監査人〕
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に監査人法人元和を選任しております。また、会社法監査と金融商品取引法監査について、同監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。
業務執行をした公認会計士の氏名、継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
・指定社員　業務執行社員
塩野治夫　(監査法人元和)　継続監査年数3年
山野井俊明　(監査法人元和)　継続監査年数3年
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　3名
〔コンプライアンス委員会〕
会社において、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的として、定期的に開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年6月25日開催の第140回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することが承認・可決されました。
これにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高い企業統治体制を構築することができるものと確信しております。
また、当該体制を採用することにより、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えることができると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の可能な限り早期発送を心掛けております。（発送日　今年6月9日、前年6月10日）
その他	株主総会終了後に「株主懇談会」を開催し、株主とコミュニケーションの場としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、計算書類、連結計算書類又は第2四半期（中間）事業報告書、有価証券報告書又は四半期報告書、決算短信又は四半期決算短信のほか、TDnetにより適時開示、また、EDINETにより開示した書類等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：総務部 IR担当役員：取締役総務部長　小林文彦 IR事務連絡担当者：総務部長　小林文彦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」「企業行動方針」において規定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（イ)当社は、企業の存立基盤である「企業理念」並びに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点としております。
（ロ)取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
（ハ)監査等委員会は、法令、監査等委員会規程に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施しております。
（ニ)取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアンス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はしておりません。
（ホ)内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。
（ヘ)反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（イ)リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市況、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じております。
（ロ)不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めることとしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行っております。
（ロ)取締役会の決定に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。
（ハ)中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレークダウンした「部室重点目標」を策定し、進捗状況をチェックしております。
（ニ)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も、株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示しております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（イ)コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行っております。
（ロ)監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図っております。
（ハ)取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告しております。
（ニ)使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備しております。

6．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a．当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係資料を提出させております。
b．当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社へ報告させております。
c．「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております。
（ロ)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
a．当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応により、会社の損失を最小限に留めることを求めております。
b．グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業行動指針」をグループ会社にも適用しております。
（ハ)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行っております。
b．当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき、担当部門である総務部が行っております。
c．当社の監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。
（ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．子会社の取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告しております。
b．当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を必要としております。
c．当社は、内部通報制度の規定を子会社に適用し、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

7．監査等委員会での職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くことといたします。

8. 監査等委員会への報告に関する体制
(イ)取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制
a. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告いたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
b. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
c. 内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。
d. 監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスク並びにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒヤリングを行います。
e. 監査室の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。
(ロ)当社の子会社の取締役、監査等委員、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行なうべき者その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
a. 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
b. 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。
c. 当社の総務部又は監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備しております。

10. 監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員がその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ)代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。
(ロ)当社グループ会社の監査等委員又は監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。
(ハ)監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会勢力による不当な要求に対しましては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した本ルールを導入することとし、第138回定時株主総会で承認されました。

1．大規模買付ルールの合理性

(1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)、を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)も遵守しております。

(2)株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成28年6月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを更新することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4)合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制には該当しないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

【コーポレートガバナンス体制図】

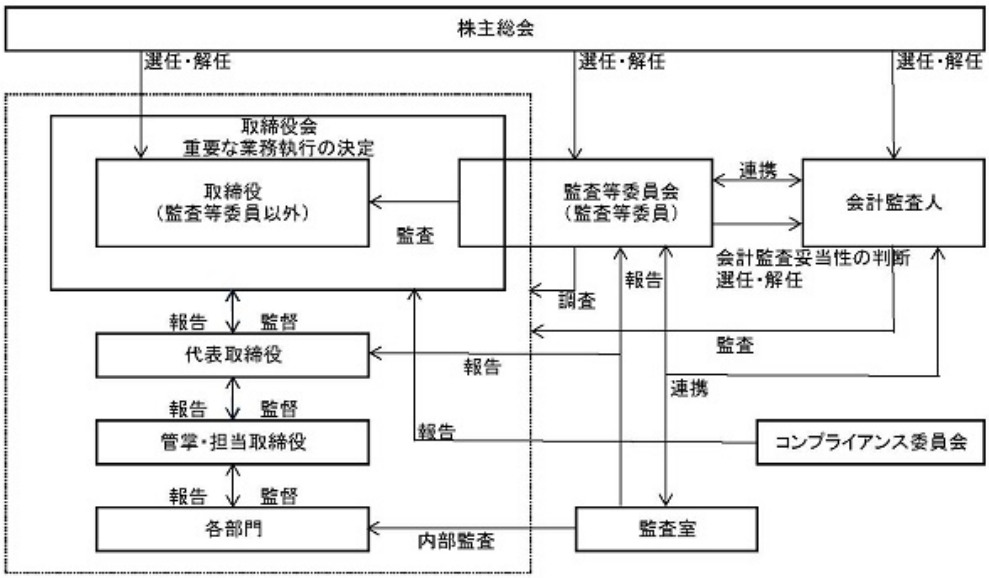

【適時開示体制図】

